

市民に信頼される議会のために、中村知也議員に辞職を勧告する
決議について

市民に信頼される議会のために、別紙のとおり、中村知也議員に辞職を勧告
する決議を行うものとする。

令和 8 年 9 月 3 0 日提出

提出者	秦野市議会議員	吉 村 慶 一
賛成者	同	石 川 潤
同	同	八 尋 伸 二
同	同	古 木 勝 久
同	同	横 山 むらさき
同	同	今 井 実

提案理由

秦野市議会基本条例及び秦野市議会議員政治倫理規程の規定に従って、議長
が二度にわたって辞職勧告の措置を講じた中村知也議員に対して、改めて、本
会議における決議をもって、辞職勧告を行うものであります。

市民に信頼される議会のために、中村知也議員に辞職を勧告する
決議

秦野市議会基本条例は、「議会に関する最高規範であり(第21条)」、議員の政治倫理はその第19条において、「議員は、市民の負託に応えるための倫理的義務が課せられていることを自覚したうえで、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、かつ、識見を養わなければならない。議員の政治倫理に関する事項については、別に定める。」と規定されている。そしてその「別の定め」が、秦野市議会議員政治倫理規程である。

中村知也議員は、この秦野市議会議員政治倫理規程の手続きに従って、それぞれ同一でない複数の議員からの請求により、次の4件にわたり調査の対象となった。

第一に、令和8年2月19日、「秦野市長選挙期間中の同年1月23日、自身のSNSにおいて、秦野市議会議員の実名を挙げ、推測を前提とした動機や倫理性に踏み込んだ断罪的評価が含まれている点について、政策論争の範囲を超え、議員間の人格対立と受け止められ得る内容を拡散させたため」。

第二に、同年3月3日、「同年1月22日、自身のSNSにおいて、神奈川県議会議員の実名を挙げ、侮辱する内容の書き込みを行ったため」。

第三に、同年6月5日、「同年1月22日の市民との会食における飲食代未払いを、政治倫理審査会において指摘されるまで継続し、かつ審査会に虚偽の文書を提出した疑いのため」。

第四に、同じく6月5日、「同年1月開催の市内公的団体の懇親会の席で、出席者1名と口論になって暴言を発するとともに、離れようとした相手の腕を掴み引っ張る行為に及んだため」。

請求を受けて発足した政治倫理審査会は、証拠となる資料を精査するとともに、本人の弁明及び当事者の証言等を聴取して審議した結果、上記4件のすべてについて、中村知也議員の行為は、政治倫理規程第3条（政治倫理基準）第6号「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに、議員活動に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」に反することが全会一致で認定された。

一方、その行為に対して議長が講じる措置等については、中村知也議員の所属する会派(市政会)を含む一部の委員が反対したが、多数の委員の賛成により、「辞職勧告」の措置が妥当であるとの意見を議長に報告した。

これを受けて議長は、中村知也議員に対し、同年6月23日及び8月28日の2回にわたり、辞職勧告の措置を講じた。

だが、その後の本年9月第3回定例会において、議会各会派の代表が市長及び教育長に対して行った、秦野市令和7年度決算に対する総括質疑の市政会代表は、中村知也議員が務めている。このことからすると、中村知也議員本人及び市政会の他の3人の議員は、秦野市議会の最高規範である議会基本条例の規定に反する、中村知也議員の今回の一連の行為を、さほど重大なこととは認識していないと思わざるを得ない。

しかし、上記の4つの行為のうちの第一の行為、すなわちSNS上における、秦野市議会議員の実名を挙げての中傷は、提案者のみるところ、「名誉棄損罪（刑法230条）」を構成する可能性が非常に高いものであり、市長選挙において自身が属していた陣営の候補者を当選させる目的をもって、対立候補の陣営に属していた市議会議員を根拠もなく中傷したこの行為は、非常識かつ悪質なものであり、この一事のみによっても辞職勧告に値する。

我々はこの辞職勧告決議案の提出によって、議会とはどうあるべきか、市民の代表である議員とはどうあるべきか、議員の立場でやってはならないこととは何か、ということを市民とともに考える契機としたい。そして約1年後の市議会議員選挙において、そのことを踏まえた上での市民の審判を受けることを願うものである。

以上、決議する。

令和8年9月30日

秦野市議会